

令和4年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和4年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務

2 業務の背景及び目的

札幌市では、平成28年に策定した「第2次札幌市都市計画マスタープラン」において、住宅市街地における土地利用の基本方針として、地域住民が主体となった地区計画などのまちづくりルール策定等を支援するなど、良好な居住環境を形成する取組を推進することとしている。また、地域住民等が地域ごとの魅力や課題を踏まえ、まちの将来像を共有し、主体的に地域まちづくりを行うことを支援するため、「札幌市まちの価値を高めるルールづくり推進事業」による取組を行っており、これまで、宮の沢中央地区において、地区計画や景観まちづくり指針を策定するとともに、様々な地域まちづくり活動の支援に取り組んできた。

そうした中、ミニ大通周辺地区（中央区北3条西11～17丁目、北4条西11～17丁目）では、周辺の町内会（桑園第6、第7、第8町内会）を中心に、町内会組織の活性化や地域資源であるミニ大通（都市計画道路「北4条通歩行者専用道」）の在り方に関する問題意識を発端として、地域まちづくり活動を通じた地域の活性化を求める声が上がったことから、令和3年度より「まちの価値を高めるルールづくり推進事業」による支援を開始した。令和3年度及び4年度に実施した、地域住民や地元企業を対象とした勉強会などにおいても、町内会活動の停滞への懸念やミニ大通の現状に対する課題感（施設の老朽化、維持管理や利活用の方法など）が多く示されたほか、3つの町内会が一体となってミニ大通の利活用を検討し、「地域まちづくり活動」に取り組んでいく意向が示されたところである。

一方、地域のまちづくりの機運を一層活性化し、地域の魅力や課題に対応した取組の実現を図るためには、地域が主体的・積極的にまちづくりに取り組むための体制構築や意識醸成が欠かせない。

以上をふまえ、本業務では、今後のまちづくり活動の推進の土台となる取組として、当地域の現状を正確に把握するための調査により地域特性の考察・整理を行うとともに、地域の意向の把握や、地域意向を共有するための意見交換会等を実施することによって、翌年度以降の取組の活性化を図るとともに、今後のまちづくりの取組についての具体的な道筋を検討することを目的とする。

3 対象団体及び活動区域

- ・「まちの価値を高めるルールづくり推進事業」に基づく地域まちづくり活動団体
団体名：ミニ大通を未来へつなぐ協議会（令和4年9月登録）

活動区域：札幌市中央区北3条西11丁目から西17丁目及び、
北4条西11丁目から西17丁目
(桑園第6町内会、桑園第7町内会、桑園第8町内会の町内会区域)

4 業務内容

(1) 基本情報の収集・整理等

対象地区の市街地環境やコミュニティに係る基本情報を収集・整理し、本市における上位計画等での位置づけをふまえた、地域まちづくりを進めるにあたっての取組課題の整理を図る。

(2) 地域関係者の意見及び意向の把握並びに整理

地域まちづくりを進めるにあたり、事前に意見や意向を把握しておく必要がある関係者（町内会役員、地元企業関係者、その他まちづくり団体等）を選定し、意見・意向の聴取及び取りまとめを行うことで、まちづくりの方向性や論点の整理を図る。また、意見・意向の聴取を通じ、新たなまちづくりの担い手を発掘することや、その他まちづくりの活性化等に資する効果についても配慮する。

(3) 地域まちづくりの検討に向けた意見交換会等の企画・運営

地域のまちづくりの将来像や取組の方向性について今後検討していくことを共有するための意見交換会等（1回程度）を実施する。なお、意見交換会等は、今後の地域住民等との意見交換や協議を円滑に進めていくための土台づくりや、登録団体の結成や活動方針についての認知を広めること等を目的とするためのものであり、その実施にあたっては、キックオフの機会として効果的なプログラムになるように配慮する。

(4) 地域まちづくりの事業計画の提案（ロードマップなど）

上記(1)～(3)の結果をふまえ、次年度以降の対象地区における中期的な取組の内容や支援策について整理・提案し、資料にまとめること。当資料にて示す事業計画の範囲は概ね令和5年～令和7年程度を基本とする。

(5) 報告書の作成

業務成果を報告書としてまとめ、提出する。

(6) 打合せ協議

初回、中間2回、成果品納入時の計4回行う。

(7) 留意事項

上記(1)～(6)において、必要となる資料作成、機材の準備、広報周知、意見の聴取や意見交換会等の議事進行・運営、記録・取りまとめなどについては受託者が行い、そ

の費用は受託者が負担する。

5 業務規模

3,380千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 履行期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで

7 成果品

- (1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し）2部（正・副）
- (2) 報告書概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 2部（正・副）
- (3) 地域まちづくりの事業計画の提案：A3横2枚以内、カラー片面印刷 6部
- (4) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で1組提出

8 参加資格

企画提案方式による応募を行う時点において、札幌市競争入札資格者名簿に登録され、かつ、以下の要件をすべて満たした者。

なお、複数者が協力して参加することも可とし、その場合、(4)～(6)については、構成員のいずれかが参加資格要件を満たせばよい。また、契約については、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか1者）とし、他の構成員は協力者となる。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日付財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市競争入札資格者名簿において、大分類が「建設関連サービス業」又は「一般サービス業」に登録されている者であること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注したまちづくり計画の調査、策定等に関する業務を履行した実績があること。
- (6) エリアマネジメントなどの地域主体のまちづくり活動に係る企画、調査、支援などの実績があること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

9 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと

(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について

「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、本業務に取り組むうえで持つべき視点と課題意識等について提案すること。特に、地域資源であるミニ大通（都市計画道路「北4条通歩行者専用道」）を活用したまちづくりの視点については、過去実績や類似事例等を踏まえて本業務に活かすことができると考えられる点について提案すること。なお、本項における過去実績を踏まえた提案をする場合にあっては、提出書類ア（ウ）類似業務等実績一覧に記載した事例と重複することは差し支えないが、本項の提案に関しては、企画提案書において説明すること。

(2) 地域関係者の意見及び意向の把握並びに整理について

「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、地域の関係者の意見・意向の聴取を効果的に行うための考え方の切り口や具体例（聴取の方法や対象者の選定プロセス、周知方法など）について提案すること。また、意見・意向の聴取を通じた副次的な効果について、過去実績や類似事例等を踏まえて本業務に活かすことができると考えられる点について提案すること。（過去実績の説明の取り扱いについては本項(1)に準ずる）

(3) 地域まちづくりの検討に向けた意見交換会等の企画・運営について

本業務の目的を達成するために適切と想定される内容（プログラム）の考え方の切り口や具体例（規模や参加者の範囲の考え方、周知方法など）について提案すること。また、キックオフの機会として実施する意見交換会等に関して、提案者が過去に企画、運営および支援を行った取組等について提案者が担った役割などを示すとともに、本業務に活かすことができると考えられる点について提案すること。（過去実績の説明の取り扱いについては本項(1)に準ずる）

なお、意見交換会等の開催は、業務期間中1回を原則とするが、開催時期、内容、予算規模等をふまえ、適切と想定される内容（プログラム）を提案する場合においては、その限りではない。

(4) 本業務のスケジュール案について

本業務を遂行するスケジュール案を提案すること。

(5) 独自提案事項について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要または効果的と考える事柄があれば提案すること。（過去実績の説明の取り扱いについては本項(1)に準ずる）

10 一般事項

- (1) 事務局（企画提案書等の提出先、質問の宛先及び関連資料の請求先）
〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階
札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 地域計画係
電話：011-211-2545 FAX：011-218-5113
E-mail：chiikikeikaku@city.sapporo.jp

(2) 公募型企画競争の日程

ア 公募開始（告示）	令和4年11月11日（金）
イ 質問受付期限	令和4年11月24日（木）
ウ 企画提案書等の提出期限	令和4年12月2日（金）
エ 一次審査（書類審査）	令和4年12月6日（火）（予定）
オ 最終審査（プレゼンテーション審査）	令和4年12月13日（火）（予定）

(3) 質問の受付等

ア 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、事務局宛てに電子メール又はFAXで送信すること。（電話や来庁による質問には回答しない）

電子メール等のタイトルは「令和4年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務質問書」とし、また本文には団体名及び担当者氏名を明記すること。

イ 質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。質問受付期限の到達後、全ての質疑応答の内容を事務局ホームページで公表する。なお、公表にあたっては、質問を行った団体名等は公開しない。

(4) 提出書類

ア 企画提案書等の構成

正本は、以下の(ア)～(カ)の構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること）。

副本は、以下の(イ)～(カ)の構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- (ア) 企画競争参加申込書(A4縦、1枚、様式1)
- (イ) 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)
- (ウ) 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

- (エ) 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)
- (オ) 企画提案書(A3 横、片面印刷、2枚以内、様式自由)
- (カ) 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

イ 企画提案書等の提出

企画提案書等は提出期限までに事務局へ持参または郵送(特定記録、期限必着)により提出すること。

ウ 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kikakukyoso_r4machikachi.html

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

エリアマネジメント推進や地区まちづくり計画策定等業務、オンラインでのワークショップ開催、道路やオープンスペースの利活用など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

- (ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和4年度 ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務」企画競争実施委員会(以下、「実施委員会」という。)において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

- (1) 一次審査
 - ア 提出書類による書類審査を行う。
 - イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
 - ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
 - エ 応募件数が3件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

- (2) 最終審査
 - ア 一次審査を通過した企画提案に対し、プレゼンテーション審査を実施する。
 - イ 出席者は総括責任者を含み最大3名までとする。
 - ウ プレゼンテーションは1者30分程度（説明15分程度、質疑15分程度）を想定し、順次個別に行う。
 - エ 最終審査の詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、最終審査をリモートで実施する可能性があるため、留意すること。
 - オ 最終審査の結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。
 - カ 企画提案者が行う説明は、企画提案書を用いて行うものとし、資料の追加や映像等の特別な機材等の持ち込み等は、一切認めない。

- (3) 契約の相手方について
 - ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。ただし、プロポーザル方式の性質上、提出された企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。
 - イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
 - ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
 - エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(2)、(3)及び(4)4の合計得点数が高かつ

た企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本業務に取り組むうえで持つべき視点と課題意識等が、当地区の状況等を踏まえた、適切な提案となっているか。 ミニ大通（都市計画道路「北4条通歩行者専用道」）を活用したまちづくりの視点について、過去実績等を踏まえて提案されているか。 	25
<p>(2) 地域関係者の意見及び意向の把握並びに整理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 当地区の状況等を踏まえた、効果的な手法についての考え方や具体例が提案されているか。 具体例の提案にあたり、聴取の方法や対象者の選定プロセス、周知方法（周知する場合）などの具体的な考え方や実施方法が示されているか。 意見意向の聴取を実施することによる、副次的な効果について、過去実績等を踏まえて提案されているか。 	25
<p>(3) 地域まちづくりに関する意見交換会等の企画・運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的等を踏まえた、適切な内容（プログラム）についての考え方や具体例が提案されているか。 具体例の提案にあたり、開催の規模や参加者の範囲の考え方、周知方法（周知する場合）などについての具体的な考え方や実施方法が示されているか。 キックオフの機会として実施する意見交換会等という視点に関して、過去実績等を踏まえた提案がされているか。 	20
<p>(4) 業務全体について</p>	30
<p>1. 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。</p>	(5)
<p>2. 執行体制（社内照査含む）が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。</p>	(5)
<p>3. 独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。</p>	(10)
<p>4. 業務の効果的な遂行のため、提案者の過去の類似・関連業務実績が十分であり、またそれを活かすことができると判断できるか。</p>	(10)
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。なお、受託者名及び評価点は、契約の締結後、本公募型企画競争の結果と併せて公表する。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (9) 選定結果について疑義があるときは、前項の規定に基づく通知があった日の翌日から起算して3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）以内に、事務局に対し、自らの評価について書面により疑義の申し立てをすることができる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階北側）

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課

担当：足立、今瀧 TEL：011-211-2545 FAX：011-218-5113

16 参考資料等

- (1) 札幌市まちづくり戦略ビジョン（戦略編）
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/senryaku/index.html>
- (2) 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019
<http://www.city.sapporo.jp/chosei/actionplan2019.html>
- (3) 第2次札幌市都市計画マスタープラン
<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/>
- (4) 札幌市立地適正化計画
<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/rich/>
- (5) 地域まちづくりルールの策定支援
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/chiiki/machidukuri/chiikimachidukuri.html>
- (6) 札幌市まちの価値を高めるルールづくり推進事業 事務取扱要綱（執務室配布）
- (7) 地域まちづくりガイドブック
https://www.city.sapporo.jp/keikaku/chiiki/machidukuri/documents/chikimachizukuriguidebook_1.pdf